

事業承継時の経営者保証

〒530-0047 大阪市北区西天満4-6-19北ビル2号館603号室
松村・茂永法律事務所
電話：06-6361-6171／FAX：06-6362-6075

弁護士 茂 永 崇

事業承継の類型

- ① 親族内承継
- ② 従業員承継
- ③ 第三者承継 (M & A)

経営者保証の問題点

会社（法人）が金融機関から借入をする際、法人代表者（社長）が連帯保証人になるのが通例。

これまで、事業承継（社長交代）の際、**二重徴求**されることが多かった。

- * 経営者保証ガイドライン
- * 事業承継特別保証制度

[中小企業庁：事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策
\(meti.go.jp\)](http://meti.go.jp)

経営者保証に関するガイドライン

経営者保証に関するガイドライン

[中小企業庁：経営者保証のガイドライン \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp)

ガイドラインの目的

- ① 「経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示す」
こと
- ② 「主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ
迅速に行う」こと

事業承継に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

ガイドラインを補完するものとして、

- ・ 主たる債務者（会社）
- ・ 保証人（前経営者、後継者）

及び

- ・ 対象債権者（金融機関）

のそれぞれに対して、事業承継に際して、求め、期待される具体的な取扱いを定めたもの。

「既存の保証契約の適切な見直し」 ・ 「事業承継時の対応」 (GL6項(2)) その1

① 主たる債務者及び後継者における対応

- ・ 主たる債務者及び後継者は、対象債権者からの情報開示の要請に対し適時適切に対応する。
- ・ 主たる債務者が、後継者による個人保証を提供することなしに、対象債権者から新たに資金調達をすることを希望する場合には、主たる債務者及び後継者は第4項(1)に掲げる経営状況であることが求められる。

GL第4項(1)

GL 4 項⇒経営者保証に依存しない融資の一層の促進

(1) 主たる債務者及び保証人における対応

主たる債務者が経営者保証を提供することなしに資金調達を希望する場合には、以下のような経営状況であることが求められる。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

② 財政基盤の強化

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の
透明性確保

「既存の保証契約の適切な見直し」 ・ 「事業承継時の対応」 (GL6項(2)) その2

② 対象債権者における対応

・ 後継者との保証契約の締結について

対象債権者は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、**第4項(2)**に即して、保証契約の必要性等について改めて検討する…

・ 前経営者との保証契約の解除について

対象債権者は、前経営者から保証契約の解除を求められたときは、①前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、②当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、③法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除について適切に判断する…

GL第4項(2)

GL 4 項⇒経営者保証に依存しない融資の一層の促進

(2) 対象債権者による対応

「…主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは…**経営者保証を求めない可能性…について、…検討する。**」

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

GL特則のポイント

- ① 二重徴求の原則禁止（GL特則2項(1)）
- ② 後継者との保証契約（GL特則 2 項(2)）
- ③ 前経営者との保証契約の適切な見直し（GL特則2項(3)）
- ④ 金融機関における内部規程等の整備や職員への周知徹底による債務者への具体的な説明の必要性（GL特則2項(5)）
- ⑤ 事業承継を控える事業者におけるガイドライン要件の充足に向けた主体的な取組みの必要性（GL特則3項）

特則2項 対象債権者における対応 総論

- ・ 事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、後継者との保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断すること、前経営者との保証契約については、経営者がいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行うことが必要である。
- ・ また、こうした判断を行うに当たっては、GL第4項(2)に即して検討しつつ、経営者保証の意味を十分に考慮し、合理的かつ納得性のある対応を行うことが求められる。

特則2項 対象債権者における対応

(1) 前経営者、後継者双方との保証契約

- ・ 原則として前経営者、後継者の双方から二重には保証を求めないこととし、…**例外的に二重徴求が許容される事例**としては、以下の通りである。①一時的に二重徴求となる場合、②前経営者の保証解除は著しく公平性を欠くとして後継者が前経営者の保証解除しないことを求めている場合、③金融支援を継続することが困難となる場合、④前経営者、後継者双方からの申し出がある場合

- ・ 対象債権者は、事業承継時に乗じた安易な保全強化や上記の例外的に二重徴求が許容される事例の**拡大解釈による二重徴求を行わない**ようにする必要がある…

特則2項 対象債権者における対応 (2) 後継者との保証契約

- ・ 後継者に対し経営者保証を求めることは事業承継の阻害要因になり得ることから、後継者に当然に保証を引き継がせるのではなく、必要な情報を得た上で、GL第4項(2)に即して、保証契約の必要性を改めて検討する…
- ・ 具体的には、経営者保証を求めることにより事業承継が頓挫する可能性や、これによる地域経済の持続的な発展、金融機関自身の経営基盤への影響などを考慮し、**GL第4項(2)の要件の多くを満たしていない場合でも**、総合的な判断として経営者保証を求めない対応ができないか、真摯かつ柔軟に検討することが求められる。

特則2項 対象債権者における対応

(3) 前経営者との保証契約

- ・前経営者との保証契約の適切な見直しを検討することが求められる。
- ・保証契約の見直しを検討した上で、前経営者に対して引き続き保証契約を求める場合には、**前経営者の株式保有状況**（議決権の過半数を保有しているか等）、**代表権の有無**、**実質的な経営権・支配権の有無**、**既存債権の保全状況**、**法人の資産・収益力による借入金返済能力**等を勘案して、保証の必要性を慎重に検討することが必要である。特に取締役等の役員ではなく、議決権の過半数を有する株主等でもない前経営者に対し、やむを得ず保証の継続を求める場合には、より慎重な検討が求められる。

特則3項

主たる債務者及び保証人における対応

・ 主たる債務者及び保証人が経営者保証を提供することなしに事業承継を希望する場合には、まずはGL第4項(1)に掲げる経営状態であることが求められる。特に、この要件が未充足である場合には、後継者の負担を軽減させるために、事業承継に先立ち要件を充足するよう主体的に経営改善に取り組むことが必要である。

・ このため「事業承継ガイドライン」に記載の事業承継に向けた5つのステップも参照しつつ、以下のような対応が求められる。

①法人と経営者との関係の明確な区分・分離

②財務基盤の強化

③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

事業承継ガイドライン

[shoukei_guideline.pdf \(meti.go.jp\)](#)

- I 事業承継に向けた準備の必要性の認識
- II 経営状況・経営課題等の把握（見える化）
- III 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ）
- IV – I 事業承継計画の策定（親族内・従業員承継の場合）
- IV – II M & A等のマッチング実施（社外への引継の場合）
- V 事業承継・M & Aの実行

GLの活用に係る参考事例集

[hoshou_jirei.pdf \(fsa.go.jp\)](https://www.fsa.go.jp/hoshou_jirei.pdf)

- ・ 法人と経営者との関係の区分、分離が図られている
(事例37、38等)
- ・ 法人と個人の資産の分離が明確に行われていないが、分離の必要性を新旧経営者が認識し、実際に分離を実行していること、財務内容が良好で返済能力に懸念がないこと、当行と良好な関係性が継続できていること、から保証解除（事例42、44、48）。